令和７年９月 26 日
文　部　科　学　省
初等中等教育局幼児教育課

# 学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等に関する パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等」について、令和７年８月８日から令和７年９月６日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計１件の御意見をいただきました（その他、本改正と直接関係のないご意見を２件頂きました）。

今回御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

（別　紙）

| No. | 主な意見の概要 | 文部科学省の考え方 |
|---|---|---|
| 1 | 虐待を行った職員等の性別も報告事項とすべきである。<br>性別による職員等に対する偏見を避けるために報告事項に含めていないとも考えられるが、性的虐待の場合等、事実を把握するために無視することができない。 | 性別情報を収集する場合は、その必要性を吟味することが求められますが、本改正については、性的虐待以外も規定している中、省令で規定することは合理的であるとは言えず、現行のままとさせていただきます。 |